

1 数値目標

基本目標 1 (人・意識) 誰もが参加して活躍できる人・意識づくり

基本施策 01	住民アンケート結果 (一般)「困っている人への支援」について 近所に住む人として、できる範囲で支援したい	
地域福祉を支え合う人づくり	今回アンケート結果 23.1%	次回アンケート目標値 25.4%
基本施策 02	住民アンケート結果 (中学生)「福祉のイメージ」について 年れいや障がいにかかわらず、地域の人々と一緒に支え合うこと	
一人ひとりを認め合う意識づくり	今回アンケート結果 36.3%	次回アンケート目標値 39.9%
基本施策 03	福祉意識アンケート結果「必要な情報を得られているか」について 得られている	
情報を相互に伝え合う意識づくり	今回アンケート結果 75.2%	次回アンケート目標値 82.7%

基本目標 2 (地域) みんなで見守り支え合える地域づくり

基本施策 01	住民アンケート結果「ボランティア活動などに参加しているか」について			
支え合いの地域づくり	参加している (一般)		参加している (中学生)	
	今回アンケート結果 12.3%	次回アンケート目標値 13.5%	今回アンケート結果 3.3%	次回アンケート目標値 3.6%
基本施策 02	住民アンケート結果 (一般)「参加したいボランティア活動」について 災害時の救護・支援活動			
緊急時・災害時に備えた地域づくり	今回アンケート結果 17.9%	次回アンケート目標値		19.7%

基本目標 3 (体制・機会) 誰もが安心していきいきと暮らせる体制・機会づくり

基本施策 01	住民アンケート結果 (一般)「福祉サービスを必要とした時」について すぐ利用する			
多様な福祉ニーズに対応した体制づくり	今回アンケート結果 47.4%	次回アンケート目標値 52.1%		
基本施策 02	住民アンケート結果「今後ボランティア活動などに参加したいと思いますか」について			
多分野協働・連携による体制づくり	参加したい (一般)		参加したい (中学生)	
	今回アンケート結果 52.2%	次回アンケート目標値 57.4%	今回アンケート結果 68.5%	次回アンケート目標値 75.4%
基本施策 03	住民アンケート結果 (一般)「武豊町に暮らし続けたいか」について 暮らし続けたい			
健康づくり・生きがいの機会づくり	今回アンケート結果 87.8%	次回アンケート目標値 96.6%		



発行：令和5年3月発行/武豊町健康福祉部福祉課

〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地 電話：0569-72-1111 (代表) FAX：0569-72-1115
ホームページ：https://www.town.taketoyo.lg.jp メール：syafuku@town.taketoyo.lg.jp



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



01 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成 23 年 3 月に武豊町地域福祉計画を策定し、「**支え合い ともに築く ふれあいのまち 武豊**」を基本理念として掲げ、全ての方が住み慣れた地域で安心して暮らせる「**福祉でまちづくり**」を実現するため、地域福祉に関する施策の展開に努めてきました。

近年、少子高齢化の急速な進行を背景に、人口減少、地域で暮らす人々の世帯構造の変化や就労形態、ライフスタイルなどの多様化により、家庭や地域とのつながりが希薄化しています。また、新型コロナウイルス感染症によりこれまで以上に住民同士のつながりの希薄化や社会的孤立が憂慮されるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

国においては、市町村の包括的な支援体制を構築し、「地域共生社会」の実現を図るため、「**地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律**（令和2年6月12日公布）」を制定し、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の推進などの基本的な指針が示されました。

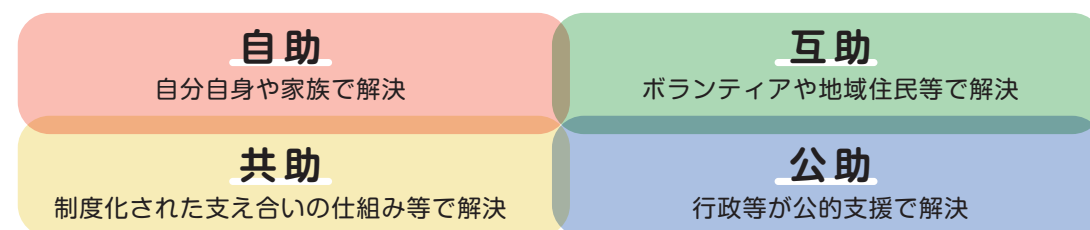
このような状況の中、本町では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、住民や自治会、NPO、ボランティア、社会福祉法人、各種団体、企業、社会福祉協議会、行政等との協働により「**第3次武豊町地域福祉計画**」を策定しました。第2次計画に引き続き、計画策定時に寄せられた住民の「思い」を大切にしながら、地域福祉の推進を通じて誰もが住み続けたいまちづくりを目指します。

02 地域福祉とは

地域における社会福祉のことを「**地域福祉**」と言います。私たちが暮らしているまち（＝「地域」）の全ての方が、ふだんのくらしの中でしあわせを感じることができる地域をつくることを意味しています。

地域に暮らす全ての方が「**ふだんのくらしのしあわせ**」を実感するためには、家族や友人だけでなく、地域住民や福祉に関する事業者、社会福祉協議会や行政等、様々な人が関わり合って、「ふだんのくらしのしあわせ」づくりを応援する基盤が大切になってきます。

「**自助**」「**互助**」「**共助**」「**公助**」の役割分担とそれぞれの「**支援のすき間**」をそれぞれの立場の人が協力・連携することで、地域生活課題を解決し、一人ひとりの「ふだんのくらしのしあわせ」を実現していくことが重要です。



03 計画の期間

令和5年度～令和9年度（5年間）

04 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、「第6次武豊町総合計画」との整合性を図りながら、高齢や障がい、子育て、保健等、多分野の計画を横断的・総合的に統合する上位計画として位置づけられる、地域福祉推進の基本的指針となる計画です。



05 包括的な支援体制の推進

近年、社会福祉制度の枠組みによる支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化がみられます。住民一人ひとりが自分らしい生活を送るには、家庭や職場・学校以外の地域やコミュニティの中に多様なつながりや居場所、役割、生きがい、楽しみを見つけ出すことが必要です。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者に対する福祉の各分野に関わる相談機関、資源だけでなく、居住支援、防災・防犯、健康づくり、多文化共生、教育等の様々な分野と連携を強化し、「**誰ひとり取り残さない**」包括的な社会づくりを促進する必要があります。

法律からの概要

	法の規定
① 地域生活課題の把握、連携による解決に向けた取組 (社会福祉法第4条第3項)	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題 ● 地域からの孤立、社会参加の中で生じる課題・把握・連携して解決を図る体制づくり
② 包括的な支援体制の整備 (社会福祉法第106条の3)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の活動の場・交流する拠点の整備 ● 住民の困りごとを、分野を問わず包括的に受け止める場の整備 ● 相談支援機関の協働とネットワークの整備
③ 重層的支援体制整備事業 (社会福祉法第106条の4)	<ul style="list-style-type: none"> ● 包括的相談支援事業 ● 参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ● 地域づくり事業

06 武豊町の地域生活課題

- 1 **全ての住民が地域福祉活動に参加できること**
一人ひとりが『我が事』としてお互い支え合うよう意識し、地域全体でやさしさと思いやりがあるまちづくりを進めるため、全ての住民が地域福祉活動への参加が求められる。
- 2 **誰もが安全に安心して暮らせること**
地域での見守りと支え合い活動が充実し、災害時に地域で支援の必要な方への助け合いや地域の防災力の強化が求められる。
- 3 **複合的な課題を抱える世帯を丸ごと受け止めること**
身近な地域に安心して相談できる窓口や支援体制があることが求められる。加えて、健康づくりや介護予防を効果的に取組むことができるようにすることが求められる。

07 計画の基本理念

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる“福祉でまちづくり”を実現するため、以下のとおり基本理念を掲げました。本計画でもこの基本理念を継承し、計画の推進を図っていきます。

支え合い みんなでつくる 人がつながるまち武豊

この理念は、誰もが地域で安心して生活できるよう、公的な福祉サービスだけでなく、住民や自治会、NPO、ボランティア、社会福祉法人、各種団体、企業、社会福祉協議会、行政等の多様な主体がそれぞれの役割で協働し、相互に支え合い、地域ぐるみで福祉を支えるまちづくり（地域共生社会の実現）のあり方を表現しています。

08 基本目標

基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定し、それらを3つの柱として主要な地域生活課題の解決に資する各種施策を展開します。

基本目標1 誰もが参加して活躍できる人・意識づくり

あいさつやふれあいがあふれ、すべての住民が地域活動に参加できるまち。一人ひとりが『我が事』としてお互い支え合うよう意識の醸成を図り、地域全体でやさしさと思いやりのあるまちづくりを進めます。

人・意識

基本目標2 みんなで見守り支え合える地域づくり

誰もが安全に安心して暮らせるまち。地域での見守りと支え合い活動が充実し、地域で支援の必要な人への助け合いや地域の防災力を強化できるまちづくりを進めます。

地域

基本目標3 誰もが安心していきいきと暮らせる体制・機会づくり

身近な地域に安心して相談できる窓口や支援体制があり、健康づくりや、介護予防を効果的に取り組むことができるまち。高齢、障がい、子育てといった対象別の枠組みを超えた連携のしくみづくり等、多様化・複雑化した課題を抱える世帯を丸ごと受け止めるための体制を整え、誰もが生涯を通し、いきいきと暮らすことができるまちづくりを進めます。

体制・機会

09 施策体系

基本目標	基本施策	取組の方向性
1 人・意識 誰もが参加して活躍できる人・意識づくり	① 地域福祉を支え合う人づくり	1 地域生活課題に取り組む意識醸成 2 地域福祉活動への参加促進 3 地域福祉リーダー等の人材育成と発掘
	② 一人ひとりを認め合う意識づくり	1 正しい理解を深め、多様性を認め合うための活動 2 当事者活動の支援
	③ 情報を相互に伝え合う意識づくり	1 誰もがわかりやすい情報提供 2 地域情報の共有と発信
2 地域 みんなで見守り支え合える地域づくり	① 支え合いの地域づくり	1 地域での見守り・支え合い活動の推進 2 ボランティア・地域活動の充実 3 防犯活動の充実
	② 緊急時・災害時に備えた地域づくり	1 地域における防災力強化 2 避難行動要支援者等の支援体制整備
3 体制・機会 誰もが安心していきいきと暮らせる体制・機会づくり	① 多様な福祉ニーズに対応した体制づくり	1 包括的な相談・支援体制の構築 2 生活困窮者等に関する支援体制整備 3 権利擁護のための体制づくり
	② 多分野協働・連携による体制づくり	1 多様な主体が参加・協働できる体制づくり 2 社会参加の機会の創出
	③ 健康づくり・生きがいの機会づくり	1 世代を超えた交流の場や気軽集える場の創出 2 介護予防・健康づくりの推進

10 取組の方向性

1-1-1 地域生活課題に取り組む意識醸成

他人事になりがちな地域づくりを、地域の方たちが「我が事」として主体的に取り組んでいけるような意識づくりを行います。

1-1-2 地域福祉活動への参加促進

自分たちが暮らしたい地域を考える主体的・積極的な姿勢をつくるために、気軽に参加できる機会を増やします。

2-2-1 地域における防災力強化

大規模災害発生直後は、行政や救援機関からの支援が困難になると想定されます。災害による被害を最小限に抑えるため、日頃からの防災意識の向上とともに各団体の活動を支援します。

2-2-2 避難行動要支援者等の支援体制整備

障がいのある方やひとり暮らしの高齢者等、支援を必要とする方を対象に「避難行動要支援者避難支援制度」により登録をしています。実際の支援にあたっては、自主防災会等の関係者と連携するため、平常時から体制を整備します。

1-1-3 地域福祉リーダー等の人材育成と発掘

地域生活課題の解決に向けて中心的に関わるキーパーソンの多くは、様々な活動を通じて得た知識・経験を活かし、多方面で活躍をしています。様々な研修や事業等を通じて、地域福祉リーダー等の人材育成や発掘を行います。

1-2-1 正しい理解を深め、多様性を認め合うための活動

引きこもりや生活困窮、LGBT、外国籍の方等、一人ひとりがお互いの生活を知ることが、差別や偏見、社会的排除をなくし、正しい理解を深め多様性を認め合うことにつながります。

3-1-1 包括的な相談・支援体制の構築

私たちの生活上の課題は複雑化し、様々な分野にまたがるなど、既存の制度の枠内では、解決が困難な相談内容は増えています。世帯「丸ごと」の相談に対応できる包括的な相談支援体制づくりが必要です。

3-1-2 生活困窮者等に関する支援体制整備

生活困窮や引きこもり状態にある方への支援は、相談支援体制の充実だけでは対応できません。問題を早期に把握し、自立した生活が営めるような体制づくりを行う必要があります。

1-2-2 当事者活動の支援

差別や偏見をなくすためには、当事者自身が困りごとを地域に伝えたり、助けを求められるようになる環境づくりが必要です。

1-3-1 誰もがわかりやすい情報提供

生活や緊急時の情報は、必要とする方に適切かつ正確に伝わることを求められます。既存の情報提供の方法を活用しながら、必要な情報が伝わる仕組みづくりを行います。

3-1-3 権利擁護のための体制づくり

判断能力が十分でない方たちが安心して暮らせるよう、虐待や消費者被害を早期発見・早期対応するとともに、財産管理やサービス利用支援等、迅速に対応できる体制づくりを進めます。

3-2-1 多様な主体が参加・協働できる体制づくり

地域で活動する団体は、主要となるメンバーの高齢化が進み活動が消極化する等の課題を抱える団体が増えている傾向にあります。NPO、住民団体、企業等との行政のパートナーシップ（協働関係）の構築を進め、地域の課題解決、住民サービスの向上等を図ります。

1-3-2 地域情報の共有と発信

地域における様々な活動が有機的につながっていくことが重要です。情報を共有することで、情報の価値は高まり、地域活動全体の活性化につながります。地域にある様々な活動を見つけ、情報発信を実施します。

2-1-1 地域での見守り・支え合い活動の推進

支援が必要とする方を早期発見することができるのは、身近な地域住民です。地域の方が見守り、支え合い活動を行うための体制づくりを進めます。

3-2-2 社会参加の機会の創出

高齢者や障がいのある方等、すべての方が地域の中でいつまでもいきいきと暮らすためには、社会参加活動の場の提供が必要です。一人ひとり社会とのつながりを強め、周囲から承認されているという実感が得られるような機会の創出を進めます。

3-3-1 世代を超えた交流の場や気軽に集える場の創出

住民一人ひとりが出会いを通じて、それぞれの持っている力を発揮できるように気軽に交流できる機会づくりを進めます。また、安心して外出でき、社会参加が促進される環境づくりを実施します。

2-1-2 ボランティア・地域活動の充実

少子高齢化、人口減少により担い手不足が懸念される中でも、ボランティアによるまちづくり活動の重要性は変わりありません。地域づくりにつながる様々な活動機会の提供やコーディネーター機能、活動拠点の充実を図ります。

2-1-3 防犯活動の充実

地域における防犯対策は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共通意識を持ち、日頃からの声掛け等により安心して生活できる環境づくりに取り組むことが重要です。

3-3-2 介護予防・健康づくりの推進

いきいきと自立した生活を送るために、一人ひとりが気軽に健康づくりに取り組める環境が必要です。そのためには、健康の維持・増進、身体機能の向上につながる機会を拡充します。

